

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【公表番号】特表2019-502477(P2019-502477A)

【公表日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-004

【出願番号】特願2018-535021(P2018-535021)

【国際特許分類】

A 6 1 B 34/10 (2016.01)

A 6 1 B 6/03 (2006.01)

A 6 1 B 6/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 34/10

A 6 1 B 6/03 3 6 0 G

A 6 1 B 6/03 3 6 0 D

A 6 1 B 6/03 3 7 7

A 6 1 B 6/00 3 9 0 C

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月24日(2019.10.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つのコンピュータシステムを使用して、医療処置のための患者固有の外科的アクセスプランを決定する方法であって、

少なくとも1つのコンピュータシステムにおいて、患者の解剖学的構造の1又は2以上のX線画像を、電子ネットワークを介して受信することと、

前記1又は2以上のX線画像の表示を生成することと、

前記1又は2以上のX線画像における前記解剖学的構造の特徴を特定する少なくとも1つのユーザ入力要求を生成することと、

前記解剖学的構造の特徴を特定する第1のユーザ入力を受信することと、

前記少なくとも1つのコンピュータシステムによって、受信したユーザ入に基づいて、医療処置を実行するための少なくとも1つのアクセスプランを特定することと、

前記特定した少なくとも1つのアクセスプランの表示を、前記1又は2以上のX線画像と関連させるように生成することと、を含む方法。

【請求項2】

前記医療処置は、経皮的腎結石摘出術、又は、経皮的腎結石碎石術であり、前記解剖学的構造は、腎臓である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記1又は2以上のX線画像は、コンピュータ断層撮影法によって取得した画像を含み、前記表示は、前記解剖学的構造の3次元表現を含む、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

更に、前記少なくとも1つのユーザ入力要求を生成する前に、前記1又は2以上のX線画像における前記解剖学的構造の1又は2以上の特徴を自動的に特定することを含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

**【請求項 5】**

前記少なくとも1つのユーザ入力要求を生成することは、前記1又は2以上のX線画像における腎臓結石の位置を特定し又は確認することをユーザに求めるなどを含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

**【請求項 6】**

更に、前記少なくとも1つのコンピュータシステムによって、腎臓結石の少なくとも1つの特徴を、前記1又は2以上のX線画像に基づいて計算することを含む、請求項5に記載の方法。

**【請求項 7】**

前記少なくとも1つの特徴は、結石の寸法、結石の密度、皮膚から腎臓被膜までの距離、皮膚から腎臓結石までの距離、又はこれらの組合せから選択される、請求項6に記載の方法。

**【請求項 8】**

前記少なくとも1つのアクセスプランを特定することは、針の軌道を、腎臓結石の前記計算した少なくとも1つの特徴に基づいて計算することを含む、請求項6又は7に記載の方法。

**【請求項 9】**

更に、前記1又は2以上のX線画像を、前記第1のユーザ入力に基づいて修正することを含む、請求項1～8のいずれか1項に記載の方法。

**【請求項 10】**

前記1又は2以上のX線画像を修正することは、前記1又は2以上のX線画像を、前記医療処置のための基準患者データと比較することを含む、請求項9に記載の方法。

**【請求項 11】**

更に、前記特定した少なくとも1つのアクセスプランに従う挿入部位を指示する患者テンプレートを生成することを含む、請求項1～10のいずれか1項に記載の方法。

**【請求項 12】**

患者テンプレートを生成することは、前記挿入部位を特定する1又は2以上のマークを、患者に転写するためのシートに印刷することを含む、請求項11に記載の方法。

**【請求項 13】**

患者テンプレートを生成することは、前記アクセスプランに従う前記挿入部位を特定する少なくとも第1のマークと、患者の解剖学的特徴に対する基準を提供する第2のマークを印刷することを含む、請求項12に記載の方法。

**【請求項 14】**

前記少なくとも1つのアクセスプランは、前記挿入部位における針の挿入の位置及び深さを含む、請求項11～13のいずれか1項に記載の方法。

**【請求項 15】**

前記少なくとも1つのアクセスプランは、前記針の挿入の軌道の情報を含む、請求項14に記載の方法。